令和３年第２回　飯塚市議会会議録第６号

　令和３年３月２６日（金曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第２３日　　３月２６日（金曜日）

第１　常任委員会委員長報告

１　総務委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第２１号　飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

（２）議案第２２号　飯塚市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例

（３）議案第２３号　飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（４）議案第２４号　新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例

（５）議案第２５号　飯塚市企業版ふるさと応援基金条例

（６）議案第５０号　令和２年度 飯塚市一般会計補正予算（第１５号）

（７）議案第５１号　専決処分の承認（令和２年度 飯塚市一般会計補正予算（第１４号））

２　福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第　７号　令和３年度 飯塚市介護保険特別会計予算

（２）議案第１５号　令和３年度 飯塚市学校給食事業特別会計予算

（３）議案第２６号　飯塚市手話言語条例

（４）議案第２８号　飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例

（５）議案第２９号　飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

３　協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第　６号　令和３年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算

（２）議案第　８号　令和３年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算

（３）議案第１４号　令和３年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算

（４）議案第２０号　飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

（５）議案第２７号　飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

４　経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第　４号　令和２年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第２号）

（２）議案第　９号　令和３年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算

（３）議案第１０号　令和３年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算

（４）議案第１１号　令和３年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算

（５）議案第１２号　令和３年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算

（６）議案第１３号　令和３年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算

（７）議案第１６号　令和３年度 飯塚市水道事業会計予算

（８）議案第１７号　令和３年度 飯塚市工業用水道事業会計予算

（９）議案第１８号　令和３年度 飯塚市下水道事業会計予算

（10）議案第１９号　令和３年度 飯塚市立病院事業会計予算

（11）議案第３０号　飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例

（12）議案第３１号　市道路線の認定

第２　令和３年度一般会計予算特別委員長報告（質疑、討論、採決）

１　議案第　５号　令和３年度 飯塚市一般会計予算

第３　人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議案第３２号　公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

２　議案第３３号　教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること

３　議案第３４号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

４　議案第３５号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

５　議案第３６号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

６　議案第３７号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

７　議案第３８号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

８　議案第３９号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

９　議案第４０号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

10　議案第４１号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

11　議案第４２号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

12　議案第４３号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

13　議案第４４号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

14　議案第４５号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

第４　議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議員提出議案第１号　飯塚市議会会議規則の一部を改正する規則

２　議員提出議案第２号　新型コロナウイルスのワクチン接種に関する迅速な情報公開等を求める意見書の提出

３　議員提出議案第３号　「障がい福祉三法」の制定を求める意見書の提出

４　議員提出議案第４号　地域の中小企業・小規模事業者への支援充実を求める意見書の提出

５　議員提出議案第５号　保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の提出

６　議員提出議案第６号　７５歳以上の医療費窓口負担に関する意見書の提出

第５　報告事項の説明、質疑

１　報告第２号　専決処分の報告（支払督促申立てに対する異議申立て（市営住宅使用料等請求事件））

２　報告第３号　令和元年度児童虐待に関する状況の報告

３　報告第４号　専決処分の報告（支払督促申立てに対する異議申立て（学校給食費請求事件））

第６　署名議員の指名

第７　閉　会

○会議に付した事件

第１　常任委員会委員長報告

１　総務委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第２１号　飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

（２）議案第２２号　飯塚市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例

（３）議案第２３号　飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（４）議案第２４号　新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例

（５）議案第２５号　飯塚市企業版ふるさと応援基金条例

（６）議案第５０号　令和２年度 飯塚市一般会計補正予算（第１５号）

（７）議案第５１号　専決処分の承認（令和２年度 飯塚市一般会計補正予算（第１４号））

２　福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第　７号　令和３年度 飯塚市介護保険特別会計予算

（２）議案第１５号　令和３年度 飯塚市学校給食事業特別会計予算

（３）議案第２６号　飯塚市手話言語条例

（４）議案第２８号　飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例

（５）議案第２９号　飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

３　協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第　６号　令和３年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算

（２）議案第　８号　令和３年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算

（３）議案第１４号　令和３年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算

（４）議案第２０号　飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

（５）議案第２７号　飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

４　経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第　４号　令和２年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第２号）

（２）議案第　９号　令和３年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算

（３）議案第１０号　令和３年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算

（４）議案第１１号　令和３年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算

（５）議案第１２号　令和３年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算

（６）議案第１３号　令和３年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算

（７）議案第１６号　令和３年度 飯塚市水道事業会計予算

（８）議案第１７号　令和３年度 飯塚市工業用水道事業会計予算

（９）議案第１８号　令和３年度 飯塚市下水道事業会計予算

（10）議案第１９号　令和３年度 飯塚市立病院事業会計予算

（11）議案第３０号　飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例

（12）議案第３１号　市道路線の認定

第２　令和３年度一般会計予算特別委員長報告（質疑、討論、採決）

１　議案第　５号　令和３年度 飯塚市一般会計予算

第３　人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議案第３２号　公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

２　議案第３３号　教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること

３　議案第３４号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

４　議案第３５号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

５　議案第３６号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

６　議案第３７号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

７　議案第３８号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

８　議案第３９号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

９　議案第４０号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

10　議案第４１号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

11　議案第４２号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

12　議案第４３号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

13　議案第４４号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

14　議案第４５号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

第４　追加議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議案第５２号　副市長の選任につき議会の同意を求めること

２　議案第５３号　副市長の選任につき議会の同意を求めること

第５　議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議員提出議案第１号　飯塚市議会会議規則の一部を改正する規則

２　議員提出議案第２号　新型コロナウイルスのワクチン接種に関する迅速な情報公開等を求める意見書の提出

３　議員提出議案第３号　「障がい福祉三法」の制定を求める意見書の提出

４　議員提出議案第４号　地域の中小企業・小規模事業者への支援充実を求める意見書の提出

５　議員提出議案第５号　保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の提出

６　議員提出議案第６号　７５歳以上の医療費窓口負担に関する意見書の提出

第６　報告事項の説明、質疑

１　報告第２号　専決処分の報告（支払督促申立てに対する異議申立て（市営住宅使用料等請求事件））

２　報告第３号　令和元年度児童虐待に関する状況の報告

３　報告第４号　専決処分の報告（支払督促申立てに対する異議申立て（学校給食費請求事件））

第７　署名議員の指名

第８　閉　会

○議長（上野伸五）

　これより本会議を開きます。常任委員会に付託していました「議案第４号」及び「議案第６号」から「議案第３１号」までの２６件、「議案第５０号」及び「議案第５１号」、以上２９件を一括議題といたします。総務委員長の報告を求めます。２３番　瀬戸　光議員。

○２３番（瀬戸　光）

総務委員会に付託を受けました議案７件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第２１号　飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、業者選定委員会委員の構成と人数はどのように考えているのかということについては、売却する学校跡地が存在する地域の方や、都市計画、まちづくりなどに精通した学識経験者、市職員など７人程度で予定しているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第２２号　飯塚市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、副市長の定数を「２人」ではなく「２人以内」とする理由は何かということについては、新型コロナウイルス感染症が収束したポストコロナの時代を見据え、さまざまな取り組みを実施しなければならないこと。また、山積している課題をよりスピーディーに解決する必要があるため、現状では２人体制としたいと考えているが、将来的に課題解決等の見通しがつけば、再考しなければいけない時期が来るということも想定し、「２人以内」としているという答弁であります。

次に、副市長を１人ふやすことにより報酬等の経費がどの程度増加するのか。また、それに見合う効果が期待できるのかということについては、副市長１人の４年間分の報酬等の経費は総額で５９８０万円となるが、今後の４年間はもちろんのこと、１０年後、１５年後の本市の発展にも寄与できるものと確信しているという答弁であります。

この答弁を受け、５９８０万円の投資を行う以上は、十分な効果が発揮されるよう任命権者として副市長を指導するとともに、別途コストダウンについても検討してほしいという意見が出されました。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第２３号　飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第２４号　新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、現在、本市が行っている新型コロナウイルス感染症対策で当該手当に当たる作業はどのようなものがあるのかということについては、福祉部門で実施している地域外来・検査センターへの移動手段がない市民を対象とした送迎サービスが該当作業として考えられるという答弁であります。

次に、送迎サービスを行う際に、職員が安全に作業するためのマニュアル等は整備されているのかということについては、県の保健所の作業内容を聴き、本市の行政アドバイザーである飯塚病院の感染症科の先生や、市立病院の管理者、保健所の保健監の意見を参考にマニュアルを作成し、作業を実施しているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第２５号　飯塚市企業版ふるさと応援基金条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、企業からの寄附金については、どのような事業に活用していくのかということについては、この制度は、自治体が作成した地域再生計画に基づき活用することとなっているため、本市の場合、第２次まち・ひと・しごと創生総合戦略の目的に資する事業に活用されるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第５０号　令和２年度 飯塚市一般会計補正予算（第１５号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第５１号　専決処分の承認（令和２年度 飯塚市一般会計補正予算(第１４号)）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。私はただいまの総務委員長報告のうち、「議案第２３号」、「議案第２４号」及び「議案第５１号」には賛成、「議案第２１号」、「議案第２２号」、「議案第２５号」及び「議案第５０号」には反対です。このうち反対する議案について討論を行います。

　まず、飯塚市学校跡地・跡施設売却に係る事業者選定委員会の設置です。目的は、鎮西中学校、潤野小学校、穂波東中学校、楽市小学校の跡地・跡施設の売却相手の選定の審議と審査との説明です。構成は７人で学識経験者２人、市幹部３人、市長が特に認める者地元２人を予定との答弁がありました。第１は、地元住民の同意を前提とするかということであります。私の議案質疑に対して、公募型プロポーザル方式で、公募するに必要な仕様書づくりの段階で、地元に理解を求めるという答弁がありました。しかし、地元住民の合意を前提とするとの答弁はないままであります。第２は、７人のうち３人を市幹部が占めれば、市の意向がストレートに反映されることになりかねないということであります。地元からとしても、鎮西と穂波東と２地区あるのに、市長が特に認める者２人だけとなっているのです。地元の意思を反映する視点、ジェンダー平等の視点から、定数７人は少な過ぎます。第３は、非公開で実質的に１回限りということでは、透明で公正な審議及び審査ができるのかということであります。情報公開条例は会議の公開について、第１６条において、「執行機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。」としています。ただし書きにおいて、「当該会議の審議の内容が不服申立て、苦情処理、あっせん及び調停に係る場合並びに第８条各号のいずれかに該当する場合は、その会議の全部又は一部を公開しないことができる。」とありますが、これは非公開を前提にしているわけではありません。そもそも条例は、目的について、第１条において、「この条例は、住民の知る権利と地方自治の本旨にのっとり、市が保有し、又は保有すべき情報の公開並びにその総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する参画と監視を一層促進し、もって公正で開かれた行政の確立と民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」としているのであります。選定委員会が仮にも市の意思を貫徹するためのものであってはなりません。

　次に、飯塚市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例についてです。片峯市長は、さきの市長選をめぐり、本市の男女共同参画ネットワークの公開質問に対する回答の中で、女性副市長は考えないとし、適任と思える対象が見つからないと書き込みました。私の議案質疑に対して、この公開質問そのものに納得がいかないなどと言い放ったのには驚きました。副市長がなぜ２人必要かについて、市長は総務委員会での答弁の中でどう述べたでしょうか。第１に、公的病院としての役割を果たすことによって、市立病院をどう維持するか、その運営内容等々の見直し。第２に、上下水道の老朽管や老朽施設の改修、改築。第３に、ごみ処理施設等の老朽化の課題解決としました。ところで、公的病院としての役割を果たすという言葉遣いがありました。この意味は、市立病院は公立病院をやめて、公的病院に変えてしまうということなのでしょうか。市長はその手法についても発言しました。教育長時代からのことも振り返ったのでしょうか。「学校再編、交流センターの整備、新卸売市場の建設、または体育施設の統合、そして新築、さらには中心市街地活性化等々、これらについては全て有利な起債を活用しての事業です。起債の年限ぎりぎりに、何とか議会からご意見や、それからご理解いただいて実施してきましたが、今後はよりスピーディーに、市における必要な課題解決を図るとともに、職員の部次長・課長等幹部職員が特別職のほうに直接相談し、よりよい内容、より市民に寄り添える内容として、事業実施ができるような体制とする」としたわけであります。人物の人選については、県幹部を考えて、昨年１０月あるいは１１月、県と交渉したが、市長はこう言うわけですけれども、「私どもがすばらしいと思うような方は手放してくれませんでした」とし、さらに、「民間からの登用も個人的にイメージして考えたが、行政の継続性、新型コロナ対策という点で、行政のことがわかった人こそ最適だと、最終的に判断した」と発言しました。これらを考慮すれば、副市長を２人とする条例改正は、目的において、住民福祉の増進を図ることと整合性がとれるのか。また、その手法において、民主的であるかの２つの側面から考え合わせると、片峯市政２期目の暴走につながりかねないと考えるため、賛成しがたいのであります。

　次に、飯塚市企業版ふるさと応援基金条例案についてです。企業版ふるさと納税は、２０１６年度から導入されたもので、自治体の地方創生事業に企業は寄附すれば、寄附額の一部を法人税等から差し引くというもので、事実上、寄附額が税金で払い戻される仕組みです。税の軽減は当初から拡充され、現在では寄附額の最大９割となっています。この制度により、個人版ふるさと納税とあわせて、自治体間の税金の奪い合いが過熱し、地方税制の基本をゆがめかねない事態となっていること、寄附する企業と行政の間で、特別な癒着が生じかねないことが指摘されるところであります。こうした企業版ふるさと応援の寄附を基金として積み上げれば、いつでも好きなときに使えるようになり、無駄遣いと不透明感がさらに広がりかねないと考えるものです。

　最後は、２０２０年度、令和２年度 一般会計補正予算（第１５号）です。補正規模は、総額６億６３５４万９千円です。歳出において、鎮西小中一貫校の児童生徒の通学路でもある大日寺・吉原町線道路補修工事など、必要なものはあります。しかし歳入において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金５億３７４４万５千円は、コロナ対策に見える形では生かされず、財政調整基金からの繰り入れを７億５７３１万４千円も減らすという形で消えてなくなるのは認められません。コロナ対策に市が独自に投入したのは１２月補正までに１２億８千万円でしたから、今回補正により、わずか５億２千万円程度になる計算であります。また、個人番号カード交付事務費補助金は、落とせば危険、落とさなくても危険性が指摘されるマイナンバーカードにかかわるものであります。歳出において、鯰田上古川ポンプ改良工事設計委託料１千万円の減額補正の原因は、昨年１１月に２回、１２月に１回、合わせて３回入札が成立しなかった事実があります。１回目は１１者、２回目は１０者、３回目は１０者、合わせて３１者がそろって入札辞退をしたとの説明であります。私はこの背景に、新体育館建設工事をめぐり、（株）サカヒラ、九特興業と大手ゼネコンが次々に登場した不透明な入札辞退劇場に市が引きずられたというべきか、引っ張ったというべきか、要するに言いなりになったこと。また、空調工事入札をめぐる調査が不徹底に終わっていること、これらが背景にないかという視点から丁寧に調査する必要があると考えるものであります。このまま本市の入札制度の崩壊を許すわけにはいきません。以上で、私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議案第２１号　飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第２２号　飯塚市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第２３号　飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第２４号　新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例」、以上２件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも原案可決されました。

　「議案第２５号　飯塚市企業版ふるさと応援基金条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第５０号　令和２年度 飯塚市一般会計補正予算（第１５号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第５１号　専決処分の承認（令和２年度 飯塚市一般会計補正予算（第１４号））」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

　福祉文教委員長の報告を求めます。１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

福祉文教委員会に付託を受けました議案５件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第７号　令和３年度 飯塚市介護保険特別会計予算」及び「議案第２８号　飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」、以上２件については、関連があるため一括議題とし、執行部から、予算書並びに議案書とあわせ、提出された介護保険料の改定に関する算定資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました、介護保険事業の一部を市の福祉施策として実施することができないのか、また、軽減策の検討はなかったのかということについては、介護保険制度は、社会保障制度の一環であり、被保険者、国、県及び市の負担割合によって、介護保険事業に要する費用を負担していく制度のため、一部分でも市の裁量によって、介護保険事業にかわる福祉施策はできないものと認識している。また、軽減策として、今回の条例改正で以前よりも所得段階を多段階化することで、高所得者層を弾力化し、中低所得者層の保険料の上昇を抑制しているという答弁であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものとして、今回の条例改正は、次期の第８期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の高齢者人口の伸びに応じて、介護保険料を見直しているとのことだが、今後、本市の高齢者人口をどのように見込んでいるのかということについては、６５歳以上の高齢者人口が令和３年度にピークを迎え、当面の間は７５歳以上の後期高齢者がふえ続けると見込んでいるという答弁であります。

この答弁を受け、高齢者が増加すれば、さらに介護保険料の負担は重くなるため、健康寿命を延伸するフレイル予防事業に注力するなど、介護保険料の抑制に努めてほしいという意見が出されました。

次に、県内の自治体と比較して介護保険料が高い要因は何かということについては、本市の高齢者人口が多いこと、市内に介護施設が充実しているため介護保険サービスの利用者が多いこと、及び県内でも介護保険の認定率が高い傾向にあることから、介護が必要な高齢者を支えるため、介護保険料が高くなっているという答弁であります。

次に、持続可能な介護保険制度を維持するため、どのようなことに取り組んでいくのかということについては、要介護認定の適正化、ケアマネジメントの適正化、住宅改修や福祉用具購入の際の点検、介護報酬請求の適正化及びサービス事業者への指導監督を行うことで、介護保険給付の適正化を図り、持続可能な介護保険制度の維持に取り組んでいくという答弁であります。

以上のような審査の後、本案２件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１５号　令和３年度 飯塚市学校給食事業特別会計予算」については、執行部から、予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第２６号　飯塚市手話言語条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査しました。

その質疑応答の主なものとして、本条例が制定された場合、今後どのように展開していくのかということについては、手話に対する理解の促進や普及に関するポスターやパンフレット等で市民への啓発を行っていく。また、現在実施している手話奉仕員の養成講座の充実を図りながら、市民が手話に接する機会を設けていくという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第２９号　飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　福祉文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私はただいまの福祉文教委員長報告のうち、「議案第１５号」、「議案第２６号」及び「議案第２９号」には賛成、「議案第７号」並びに「議案第２８号」には反対であります。ここでは、反対する議案について討論を行います。

　まず、飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例です。これは２０２１年度から３カ年にわたる第８期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画によって、６５歳以上の方の介護保険料基準額を年額で７万９２００円から８万６０４０円へ大幅に引き上げるものであります。少なくなる年金から天引きされる介護保険料がどんどん膨れ上がる中で、高齢者の暮らしは深刻に脅かされてきました。介護保険料の引き下げを求める悲鳴が続いています。こうした中で８．６３％もの引き上げ、年金天引きは余りにひどいと、ひど過ぎると思いませんか。保険料は天引きされて支払ったことになっても、暮らしが厳しいために要介護になっても利用料の負担が耐えられず、介護サービスが受けられない高齢者がふえ続けています。ようやく介護認定を受けたのに未利用という高齢者は、全国では２年前、２０１８年において１７３万人、率にして２５．４％。飯塚市ではどうでしょうか。２０２０年において２３．９１％。本市は、その未利用において、全国平均と変わらずという状況であります。必要があるのに、４人に１人が介護を受けていないという深刻な実態があります。この中にはこんなケースもあります。一月に１万５千円以下の年金の場合は、天引きではなく納付となることから、滞納になりがちです。滞納が続くと利用料は１割では済まず、１０割の支払いが必要になるペナルティーまで待っています。介護にかかわる自殺や殺人の背景には、こうした深刻な事態もあります。介護保険料を引き上げる血も涙もない条例は、直ちに撤回してしかるべきです。また、こうした内容を前提とする飯塚市介護保険特別会計予算案に私は反対であります。以上で、私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議案第７号　令和３年度 飯塚市介護保険特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１５号　令和３年度 飯塚市学校給食事業特別会計予算」及び「議案第２６号　飯塚市手話言語条例」、以上２件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも原案可決されました。

　「議案第２８号　飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第２９号　飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

　協働環境委員長の報告を求めます。３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

協働環境委員会に付託を受けました議案５件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第６号　令和３年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」については、執行部から、当初予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳出の特定健康診査事業費について、前年度より減額となっているのは、新型コロナウイルスの影響により受診者数が減少すると想定したからなのかということについては、受診率の目標値は昨年度と変更していないが、国民健康保険の被保険者数が減少したことにより減額となったものであり、新型コロナウイルス感染症による影響によるものではないという答弁であります。

次に、歳出の賦課徴収費について、市税等催告業務委託料とはどのような事業なのかということについては、市税等の収納率向上のために、催告業務経験のある民間事業者に対して、現年度のみの滞納者に対する催告業務を委託し、早期の自主納付を促すことによって、累積滞納が出ることを未然に防止することを目的とした事業であるという答弁であります。

この答弁を受け、本事業予算を計上する理由は何かということについては、現在も現年度の滞納者に対し、文書による催告を行っているが、対象者数が多く、電話や訪問での催告が十分に行えていない。民間委託すれば、滞納して間のない時期に、電話や催告の発送といった対応ができ、また、職員は過去の滞納や高額の滞納に対する業務に力を入れることができるようになることから、本事業予算を計上したものであるという答弁であります。

次に、歳入の国民健康保険給付費準備基金繰入金について、基金残高が７億円以上あるため、国民健康保険税の減額を検討しないのかということについては、保険税については、福岡県が各市町村に対し標準保険料率を示しており、本市はその基準を下回る税率に設定している。また、令和３年度は、新型コロナウイルスによる受診控えの影響がなければ、単年度収支で２億円以上の赤字になると推定されていることから、今後の運営を考えると、一定の基金残高が必要であり、保険税の引き下げは難しいと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、国民健康保険税が高額であること、税滞納者に対し短期保険証の発行や正規保険証の取り上げを行っていること、税滞納者に対する催告業務を民間委託する事業費が計上されていることなどを理由に、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第８号　令和３年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」については、執行部から、当初予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、福岡県後期高齢者医療広域連合に対して要望活動等は行っていないのかということについては、本広域連合に対する要望活動は行っていないが、全国市長会を通じて、後期高齢者医療制度における被保険者の負担軽減等について要望活動を行っているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、７５歳以上の高齢者を一方的に差別的医療制度に組み込んでいること、保険料が高額であること、また、福岡県後期高齢者医療広域連合に対し要望活動を行っていないことなどを理由に、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１４号　令和３年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」については、執行部から、当初予算書に基づき補足説明を受け審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第２０号　飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」及び「議案第２７号　飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」、以上２件については、執行部から、議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、本件２件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　協働環境委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私はただいまの協働環境委員長報告のうち、「議案第１４号」、「議案第２０号」及び「議案第２７号」には賛成し、「議案第６号」並びに「議案第８号」には反対であります。反対する議案について討論を行います。

　まず、２０２１年度、令和３年度 国民健康保険特別会計予算です。福岡県の引き上げ圧力に対して、据え置きを打ち出していますが、それでも高過ぎる国民健康保険税の押しつけが続く中、国保給付費等準備基金は２０１５年度末ゼロ、２０１６年度末ゼロ、２０１７年度末３億７８０２万２千円、２０１８年度末７億６４７４万６千円、２０１９年度末９億２４５８万５千円。そして、２０２０年度末８億１８６２万９千円、２０２１年度末７億８８１９万９千円と、ほかの自治体にはほとんどないほど積み上げるものとなっています。確かに基金がゼロでよいというわけではありませんが、これほどの基金を積み上げるのは、極めて不健全と指摘せざるを得ません。原資は十分にあるわけですから、国民健康保険税は子どもの均等割分の減免の制度化を初め、さらに市民の大幅な負担軽減を図るべきであります。全国には資格証明書を発行せず、保険証を取り上げない自治体が少なくありません。本市において、私は保険証の原則交付を求めてきましたが、この１年は新型コロナウイルス対策の観点から、窓口で１０割支払わなければならない資格証明書しか持たない世帯に、１年間通用する年間証を交付するよう求めてきましたが、片峯市長は今なお拒否したままであります。私は先日、税務課が国民健康保険税ほかを滞納した世帯に対し、差し押さえ禁止財産の年金しか預け入れのない通帳に、年金日に振り込まれた２月分の年金をそっくりそのまま、その日のうちに差し押さえて、残高をゼロにしてしまった事例を発見しました。２０１６年８月１５日の出来事です。この世帯はことし２月１０日にはわずかに残っていた４１３円まで差し押さえられてしまいました。実は絶望して―――という危険さえあったのです。このような法の精神を侵してまで、差し押さえ禁止財産を取り立てる飯塚市が、徴税ではなく催告業務ならいいでしょうと言って、実績のある専門の民間業者に任せてしまうことを、今回予算で委託業務として打ち出していることは極めて危険です。税金はサラ金の借金とは違います。本来、この国の主権者がみずから納税するのが原則であり、市はその立場から臨むべきであります。

　次は、２０２１年度、令和３年度後期高齢者医療特別会計予算です。医療保険料の負担が重くのしかかるものであり、反対です。そもそも７５歳を超える高齢者だけを差別的に囲い込む医療制度は認められないのであります。以上で私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議案第６号　令和３年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第８号　令和３年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１４号　令和３年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」、「議案第２０号　飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」及び「議案第２７号　飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」、以上３件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも原案可決されました。

　経済建設委員長の報告を求めます。４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

経済建設委員会に付託を受けました議案１２件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第４号　令和２年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第２号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第９号　令和３年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」については、執行部から、予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、メインスタンド整備事業における総事業費約３６億円の財源はどのように考えているのかということについては、国の社会資本整備総合交付金、地方債、収益保証及び施設改良基金の活用を考えているという答弁であります。

次に、飯塚オートレース場の近くでは新体育館建設工事が行われており、それぞれの工事が重なる期間が発生するため、交通に支障が生じる懸念があるが、地元住民に迷惑がかからないよう内部調整は行っているのかということについては、工事車両の動線や作業にかかる時間帯などの具体的な調整まではできていないため、今後きちんと調整していくという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１０号　令和３年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」については、執行部から、予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１１号　令和３年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」及び「議案第３０号　飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」、以上２件については関連があるため一括議題とし、執行部から、予算書並びに議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、市場使用料の具体的な算定方法はどのようになっているのかということについては、農林水産省の使用料算定基準に基づき、償却費、地代、管理事務費、修繕費、損害保険料等の費用の合計から交付金を除いた額の２分の１を市が負担し、残りを施設使用者が使用料として負担するよう算定しているという答弁であります。

次に、今後、修繕等が発生した場合、使用料はどのようになるのかということについては、使用料は維持補修費も想定し算出しているため、施設の増設、大規模な建てかえや改修等がない限り、使用料に変更はないという答弁であります。

以上のような審査の後、本案２件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１２号　令和３年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」及び「議案第１３号　令和３年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」、以上２件については、執行部から、予算書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、本案２件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１６号　令和３年度 飯塚市水道事業会計予算」については、執行部から、予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、内部留保資金が余裕のない状況において、安定した水道事業を続けていくには抜本的な見直しが必要ではないかということについては、昨年１０月に上下水道経営審議会に水道料金の適正化を含む水道事業の経営戦略について諮問し、今後どうあるべきか審議していただいており、審議結果を受けた後、将来に向けて健全に経営できるよう見直していくという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１７号　令和３年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」については、執行部から、予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、改良事業費が今後も継続して出てくるようであれば、上水道に切りかえるなど別の方法を考える必要があるのではないかということについては、老朽管対策に多額の費用がかかることは認識しているが、上水道への切りかえには設備改良や水道料金の問題が生じる。現状について、利用事業者と認識を共有する取り組みを行っており、今後、内部調整を図りながら、方針を取りまとめていきたいという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１８号　令和３年度 飯塚市下水道事業会計予算」については、執行部から予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、合併浄化槽の設置には新たに補助事業が追加され、整備促進に取り組むこととなっているが、公共下水道については、新たに補助金等を出して整備促進に取り組む考えはないのかということについては、合併浄化槽と同様の補助制度を新設するには、財源の確保など、クリアすべき幾つかの問題はあるが、経済対策や２つの汚水処理事業の普及促進、補助制度の均衡を図るという意味からも、至急検討したいという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１９号　令和３年度 飯塚市立病院事業会計予算」については、執行部から予算書等に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第３１号　市道路線の認定」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私はただいまの経済建設委員長報告のうち、「議案第４号」、「議案第１０号」、「議案第１２号」、「議案第１７号」、「議案第１８号」及び「議案第３１号」は賛成、「議案第９号」、「議案第１１号」、「議案第１３号」、「議案第１６号」、「議案第１９号」及び「議案第３０号」に反対です。ここで、反対する議案について討論を行います。

　まず、小型自動車競走事業特別会計予算です。オートレース事業は、一方で、スポーツや観光としての愛好者があるにもかかわらず、公営ギャンブルを民間事業者に委ね続けて矛盾を深め、今後の展望がないままです。２０２１年度から５年間で３６億３１６万９千円をかけるメインスタンド整備事業は、財源は国県支出金が１億４０４６万４千円、地方債つまり借金が３２億６２５０万円、その他２億円、一般財源２０万５千円ですが、その必要性は納得できません。小型自動車競走場施設改良基金の２０２０年度末残高が、５億２６０３万円であることを考えれば、スポーツを見に行くための旅行及びそれに伴う周辺観光や、スポーツを支える人々との交流など、スポーツにかかわるさまざまな旅行のこととされるスポーツツーリズムにかかわる片峯市長の目玉政策を考慮しても、不透明感は拭えないのであります。

　次は、卸売市場特別会計予算案及び卸売市場条例の一部を改正する条例です。地方卸売市場の庄内工業団地への移転建てかえは、構想の過程で水産部廃止が決まるなど、想定外の事態が続く中、施設構想が膨張するのに伴い、事業費はどんどん膨らんでいった経過があります。決定した移転場所は、地元業者が利用するには立地が適当でないと考えられ、使用料などから将来的に地元業者の利用が心配されており、本来は構想から抜本的に見直すべきであったのでした。

　次は、工業用地造成事業特別会計予算案です。巨額の財政出動にもかかわらず、当初構想の自動車関連企業の誘致に失敗し、ボタ山跡地開発による公害による市の負担の発生の危険性、地元雇用の効果を市が把握できていない現状があります。

　次は、水道事業会計予算案です。本市は水源地２２カ所、浄水場１０カ所、配水池１９カ所、加圧式ポンプ場１６カ所、合わせて６７カ所ある浄水施設の管理運転を、１０年を超えて長期にわたり民間事業者に丸ごと委託し続けてきました。これを背景に本市の水道事業遂行能力は技術面で低下し、このままでは失われてしまう危険性が進行しています。このことは本会議での議案質疑で人員体制を質問し、改めて浮き彫りになったところでもあります。一方、予想される給水人口の減少傾向の中で、病院など重要施設を初めとした老朽水管の更新費用の増嵩などの経営面の影響を公的な立場から住民とともに打開する立場は弱いものがあります。この背景にも、安易な一括民間委託があります。２０１９年度決算に関する監査委員の審査意見書が、資産の状況を更新コスト、施設規模と並んで大規模な災害や予測不可能な費用の支出に対する支出の準備までを挙げて、適正料金のあり方について検討することが必要ですと述べたのを受けて、企業局は既に昨年１０月、上下水道経営審議会に対し、水道料金の適正化及び経営戦略、財政計画、投資計画を諮問したといいます。今後のあり方を示して、既に３月３日には答申を受け取ったとのことであります。市民にまともな相談もなく、議会にも報告せず、こういうやり方をやっているわけであります。内部留保資金が０．１億円になる見込みとの情報を強調した水道料金の安易な引き上げは認められません。水道事業の民営化の導入については、これまで石田愼二企業管理者が考えていないと繰り返し答弁してきましたが、コンセッション方式、つまり市が施設を保有したまま民間企業に運営権を売却する水道民営化を導入すれば、いずれ破綻につながることは先行事例からも明らかであり、認めることはできません。安全、安定、安価の水道事業を守るには、市民にきちんと情報を公開し、市民参加で公営企業を維持して事態打開を図る立場こそが必要です。

　最後に、市立病院事業会計予算です。２００３年、平成１５年、筑豊労災病院を廃止する国の攻撃に対して、地域が団結して存続を実現した市立病院は、地域医療構想の中核として地域医療支援病院構想への取り組みの中で、さらに感染症病棟の構想も打ち出され、公立病院としての役割はますます大きくなっています。本来、国が責任を持って存続し、充実させる責任があります。ところが国は逆に、自分が押しつけた福岡県医療構想を理由に、飯塚市立病院を済生会病院、せき損センター、嘉麻赤十字病院と並んで統廃合の対象に挙げたままであります。病床の削減に応じれば、国が補助金を出すなどと言って誘導し、押し切ろうともしています。こうした中で、条例に定める病院管理運営協議会は、飯塚市立病院を地域医療の中核病院の役割を果たす公立病院として守り抜く上で、一つの大きな役割を担っているはずです。この１年の間に２回の会議がありました。コロナ禍のもととはいえ、２回目は３０分前後で終わるようなことでは、役割を果たしているとは到底言えないのであります。企業管理者の反省の答弁もありましたが、この際、ジェンダー平等の視点を踏まえた上で、弁護士のほか、患者、市民及び病院職員の立場にある人を３人ずつ、早急に加えて充実することが急がれます。施設面では大規模な財政出動もありました。医療現場は医師、看護師、ほかの医療スタッフの不足が心配されます。指定管理者の地域医療振興協会については、全国で直接運営施設、指定管理者制度施設を合わせて、医療機関、介護施設がこの間に２０施設から７６施設へ急増していることは、本市としても注意を払っておく必要があります。以上で私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　「議案第９号　令和３年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」に関し、討論をいたします。予算そのものについては賛成といたしますが、一言申し上げます。

　本予算案には、令和３年から令和７年にかけて、メインスタンドの建てかえを行う総額３６億円の整備事業が継続費を設定した上で計上されています。もともとオートレースは競馬、競輪、競艇などと同様、ギャンブルではありますが、自治体の財源確保のために、特別に公営競技として、法で許された制度です。そして飯塚オートは、その公営競技として開設された昭和３２年以降、平成９年までの長きにわたり、その黒字分を市の財布である一般会計に繰り入れを行い、貢献してきました。その額５８７億円。学校の建てかえはその成果とも言えます。しかし、近年は赤字続きで、当然のことながら財源の繰り入れはなく、累積赤字は、平成２６年度末には１７億９２００万円まで膨らんでいます。その後、運営を民間委託するなどして黒字に転換、累積赤字は令和元年度末で１３億１９００万円まで減っていますが、市の財政への繰り入れは２０年以上あっていません。単年度黒字となった平成２７年以降、平成２７年、１億８３００万円、平成２８年、３９００万円、平成２９年、１億４００万円、平成３０年、７２００万円、令和元年、７４００万円の各年度黒字を出していますが、この５年間の黒字の合計は４億７２００万円。年間平均ですると９５００万円程度となっています。今回予算に含まれているメインスタンドの事業費が、仮に継続費として設定されている上限３６億円かかったとすると、それだけの費用を取り戻すには、利子を考慮せずに計算しても３８年かかる計算となります。もし財源をうまく探すことができて、半額補助があったとしても、約２０年かかります。しかし、これだけの期間、現在のペースで黒字が継続するのか、はたまた、さらに売り上げが伸び、もっと短期間に取り戻せるのか、その点は疑問が残ります。また、売り上げの中で、ネットでの売り上げもふえてきています。時代に合った施設、事業継続が可能な施設にしなくてはなりません。昨日、改めてレース場に行きましたら、場外販売にかかわらず、多くのファン方が来ておられました。その中に、私の知った方もおられ、話を聞きましたら、メインスタンドがなくても構わない、それよりもオートレースが続けられるようにやっていただきたいと言われていました。確かに老朽化していることなどを考えると、きれいな施設が望ましいとは思いますが、過大な投資を行うことで、再度赤字に転落すると、レースそのものの存在が危うくなってきます。せっかく減った累積赤字が逆にふえて、飯塚市の財政を脅かすことになりかねません。メインスタンドの建てかえが市の財政に寄与する、お金を生むものであればオーケー、そうでなければノーという判断が当然と私は考えます。存続を求めるファンの思いに応えるためにも、改めて建設工事の発注に踏み切る前に、どのような建物をつくるのか、その投資が市財政に大きく寄与するものであるのか、そもそも事業継続が十分見通せるのか、しっかり再検証していただきたい。その点を強く求め、私の討論といたします。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議案第４号　令和２年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第２号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第９号　令和３年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１０号　令和３年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１１号　令和３年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１２号　令和３年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１３号　令和３年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１６号　令和３年度 飯塚市水道事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１７号　令和３年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」及び「議案第１８号　令和３年度 飯塚市下水道事業会計予算」、以上２件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも原案可決されました。

　「議案第１９号　令和３年度 飯塚市立病院事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第３０号　飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第３１号　市道路線の認定」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

　暫時休憩いたします。

午前１１時１５分　休憩

午前１１時２５分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。令和３年度一般会計予算特別委員会に付託していました「議案第５号」を議題といたします。令和３年度一般会計予算特別委員長の報告を求めます。２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

本特別委員会に付託を受けました「議案第５号　令和３年度 飯塚市一般会計予算」について、審査した結果を報告いたします。

本案の審査に当たりましては、執行部から予算書並びに提出資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳出の総務費、文書広報費、「地上デジタルデータ放送利用料」について、この事業に取り組む目的、今後の展開及び周知方法についてはどのように考えているのかということについては、情報伝達手段の一つとして、現在実施している市報、公式ホームページ、公式ＳＮＳを使った情報発信に加えることで、情報発信力の強化を図り、災害等の緊急時には緊急情報に特化した内容のみを発信することで、市民の安全安心の確保に努めることを目的としている。周知については、市報、公式ホームページ等に掲載するとともに、操作方法や発信する情報をわかりやすく説明したチラシを全戸配付し、市民に広く活用してもらえるよう考えているという答弁であります。

次に、財産管理費、「穂波庁舎改修事業費」について、施設の改修によってどのような効果があるのかということについては、穂波庁舎３階を、社会や経済の仕組みについての学習・体験をする場所とすることで、あらゆる世代へ学びの機会を提供し、講座や体験活動事業及び現代的・社会的課題に対応した生涯学習事業の推進と充実に効果が期待できる。その中でも小中学生においては、義務教育課程におけるキャリア教育を推進し、体験プログラムを導入することで、「本物」との出会いや体験を通じて、生きていくために必要な基本的資質、主体的に社会に適応できる力を育む効果が期待できるという答弁であります。

次に、電算管理費、「ＡＩ自動応答サービス利用料」について、具体的にどのような市民サービスの向上につながるのかということについては、メンテナンス時を除く２４時間３６５日、ホームページやラインにおいて、市民等からの問い合せに対し自動回答を行うものであり、市民等は時間帯を気にせず、気軽に問い合わせができるようになる。さらに、電話対応の減少によってできた時間を窓口対応等の業務に集中させることができ、より一層の市民サービスの向上につながるという答弁であります。

次に、民生費、障がい者福祉費、「手話言語啓発講演会講師謝礼金」について、どのような目的で手話言語啓発講演会を行うのかということについては、外部の手話有識者による講演会を行い、「手話は言語である」という手話言語条例の理念について、広く市民に周知し、多くの方に手話と聴覚障がい者について考えてもらうきっかけをつくることを目的としているという答弁であります。

次に、保育所費、「楽市・平恒保育所統合事業費」について、穂波武道場用地に新保育所を建設する計画になっているが、武道場横の都市公園はどのようになるのかということについては、現状どおり都市公園として存続するが、新保育所の園庭にかわる施設としても利用することとしている。都市公園であるため、一般の人も利用することから、地元住民と協議し、安全対策など、利用に当たってのルールを定めて運用していくという答弁であります。

次に、衛生費、保健衛生総務費、「無料低額診療事業補助金」について、事業内容はどのようなものかということについては、経済的困窮により、適切な受診や治療が受けられない人に適切な医療を提供するために、診療の自己負担分を無料または低額で提供する診療事業で、本市では済生会飯塚嘉穂病院が唯一実施しており、現在のコロナ禍においては、この事業の必要性も高まると考えられることから、この事業を維持するために要する費用に対して１千万円を上限に補助するものであるという答弁であります。

次に、環境対策費、「浄化槽設置費補助金」について、新たにどのような取り組みを考えているのかということについては、浄化槽関係業務を市長部局から企業局へ事務委任し、公共下水道事業と浄化槽設置整備事業を一体的に進めていき、汚水処理に関する事務を一本化することにより、市民サービスの向上と事務の効率化を図るという答弁であります。

次に、農林水産業費、農業振興費、「有害鳥獣駆除対策わな監視システム借上料」について、このシステムを使用した有害鳥獣駆除活動は、従来の駆除活動からどのように変わるのかということについては、箱わなにセンサーを取りつけ、有害鳥獣がわなにかかった際に登録したメールアドレスへ通知が送信されるようになっており、通知が届いた後に捕獲員が箱わなの状況を確認し、捕獲することとなるため、見回りに要していた労力の低減や省力化が図られるという答弁であります。

次に、商工費、商工業振興費、「新型コロナウイルス感染症対策事業費」について、飲食店向けプレミアム応援券の利用終了が７月、通常のプレミアム応援券の利用開始が１０月を予定しているということだが、２カ月の空白期間を設ける理由は何かということについては、飲食店向けと通常のプレミアム応援券の利用期間が重複することによる利用者の混乱防止と、新たに実施する電子化した応援券の導入に伴う事業者向け説明会やキャッシュレスセミナーなどを予定していることから、準備期間を設けているという答弁であります。

次に、土木費、道路橋りょう新設改良費、「菰田・堀池地区活性化事業費」について、この事業は卸売市場移転後の跡地に誘致活動を行っているゆめタウンの出店に関連して整備するものなのかということについては、地元住民で組織された「ＪＲ飯塚駅周辺地区活性化を考える会」から提出された提言書を考慮して策定した「菰田・堀池地区活性化基本方針」に沿って整備するものであり、ゆめタウンの出店に関わらず、飯塚駅周辺の道路環境の向上・歩行空間の確保と周辺に民間活力を呼び込みやすくし、地域の活性化につなげるものであるという答弁であります。

次に、消防費、災害対策費、「防災事業費」について、Ｗｉ－Ｆｉ環境が未整備の指定緊急避難場所が１５カ所あるが、整備についてどのように考えているのかということについては、現在５台のポケットＷｉ－Ｆｉを所有しており、令和３年度に１０台追加することで、全ての未整備施設に配備できるよう考えているという答弁であります。

次に、教育費、保健体育施設整備費、「野見山画伯陶板レリーフ制作委託料」について、どのような目的で設置するのかということについては、新体育館は、市民はもとより、市外、県外からも多くの人がいろいろな目的で来館する施設となることから、本市出身で文化勲章を受章されている野見山画伯の作品をエントランスホールに設置することで、快適な空間を創出し、誰もが訪れやすく、愛着と親しみが持てる施設となることを目的としているという答弁であります。

次に、歳入の基金繰入金、「財政調整基金繰入金」について、新型コロナウイルス感染症の影響で、２年続けて多額の財政調整基金を取り崩した予算計上となっているが、今後の財政調整基金の残高はどのようになるのかということについては、現在、財政見通しの改訂作業を行っている最中であり、具体的な数値を示すことはできないが、例年、決算時において、１０億円から２０億円の取り崩しの不用額が発生することを考慮すると、決算時の基金残高が予算資料に示している額よりも増加することは想定している。また、近年多額のふるさと応援寄附金が寄せられており、この貴重な財源を活用して必要な事業の調整をしていくという答弁であります。

この答弁を受け、コロナ禍での状況を考えると、財政見通しを１０年スパンではなく、もう少し短いスパンで考えるなど工夫し、できるだけ早く示す必要があるのではないかという意見が出されました。

このほか、審査の過程において、公共施設跡地の有効利活用、持続可能な公共交通の構築、買い物対策事業の拡大、自治会加入促進のための支援、市民税等催告業務委託における個人情報保護の徹底、保育士確保方法の検討、不育症検査助成制度の検討、エアゾール缶等の廃棄方法の検討、ワクチン接種におけるきめ細やかな市民への情報提供、移住定住施策の情報発信力強化、公園施設における定期的な樹木の剪定、消防団員確保のための積極的な取り組み、養護教諭の事務負担の軽減、スクールサポートスタッフ配置事業の継続、文化会館大規模改修時の利用者への配慮、コロナ禍における各種対策等について、提言や指摘がなされました。

以上のような審査の後、委員の中から、新型コロナウイルス感染拡大をどう食いとめるか重要な局面を迎えている中、関連する予算計上は極めて少ないことなどから本案に反対するという意見や、コロナ禍における感染症対策事業や経済対策事業等は充分に評価できるものであり本案に賛成するという意見が出されました。

また、２款　総務費、財産管理費、「穂波庁舎改修事業費」のうち改修工事を削除するという修正案が提出されました。

採決を行った結果、修正案については賛成少数で否決、本案については賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　令和３年度一般会計予算特別委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私はただいまの予算特別委員長報告にありました「議案第５号」、２０２１年度、令和３年度 飯塚市一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の１都３県の緊急事態宣言が解除された３月２１日、宮城県は仙台市を対象に緊急事態宣言を出し、続いて２２日、山形県と山形市は共同で緊急事態宣言を出しました。変異株は子どもたちへの感染力が強い傾向を持つとも言われています。新型コロナウイルス感染は、２４日までの７日間の平均が８月９日の第２波のピークを超え、変異株感染が急速に広がる中、急激な感染拡大をどう食いとめるか、重大な局面を迎えています。今こそ第４波を封じ込め、補償と検査に本気で取り組まなければなりません。かつて経験のない事態の中で編成された一般会計予算規模７５６億円のうち、新型コロナウイルス対策関連予算は３２億９４００万円となっています。命と健康を守る視点から見れば、要介護者等緊急入所支援事業、自宅待機買物困難世帯支援事業、無料低額診療事業、補助金交付事業、自治会活動感染対策補助事業、乳幼児保健事業、保育所等への感染症対策備品購入費など、予算計上は極めて少なく、きめ細かいとは言えないことを指摘しなければなりません。

１都３県の緊急事態宣言解除に先立って、ようやく３月１８日、政府が明らかにした感染症対策の５つの柱には、無症状者のＰＣＲ検査の重要性など、量的には重大な不十分さがありますが、方向性には重要なものがあります。これは圧倒的な国民の苦しみの積み重ね、そして怒り、野党共闘と結びついた闘いによって動き始めた経過があります。本市の一般会計当初予算には、現在、この５つの柱の流れに沿ったしっかりした予算の計上がありません。保育所等で設置している飛沫防止シールドを、小中学校はいまだに採用していません。無症状の高齢者、基礎疾患のある人々を対象とするＰＣＲ検査も、検査箇所が飯塚市立病院と済生会病院の２カ所だけで、自己負担も大きいということから、効果を発揮できていないのであります。国は来月からはさらに集中的、定期的な検査を実施するとしていますが、本市は第１に、対象を高齢者施設と障がい者福祉施設から子どもの施設で働く人々、公共サービスで働く人々にまで広げる。第２に、ＰＣＲ検査を実施できる医療機関５０カ所をさらに広げて、検査能力の急速な拡大を図ることが求められます。本市はこの点を踏まえて後手に回ることのない対策をとるために、それにふさわしい財政出動を図るべきであります。とりわけ、変異株の検査、モニタリング、高齢者施設、障がい者福祉施設、子どもの施設、公共サービスの現場における集中的な週単位の定期的な検査が必要です。無症状者の検査に一貫して否定的ないし消極的であった片峯市長の立場は直ちに改められるべきであります。

　さて、教育長から転身して５年、２期目を迎えた片峯市政には、地方自治の本旨である住民福祉の増進については、住民の声と運動を反映して、一部に前進が見えるところがあります。しかし、大きな流れとして、住民には重い負担を押しつけ、温かい住民サービスを求める声には財政が厳しいなどと言い張って背を向け続けています。新型コロナ危機との闘いの時代に入った現在、コロナ後のまちづくりのあり方を展望しても、住民の暮らしを思い切って応援し、福祉の増進を図ることが決定的に急がれます。この時代にふさわしく、住民の苦しみを軽減することにつながる施策の一つとして、昨年に続いて提案した一般会計予算規模１．１９％に当たる９億円でできる暮らしアップの５つの提案。１つ、ごみ袋を福岡市並みに引き下げる、これには１億２千万円。２つ、児童クラブ利用料を半額にする、４１２５万円。３つ、学校給食費を半額にする、１億４９５０万円。４つ、保育料を田川市のように完全に無料化する、５億２千万円。５つ、こども医療費助成制度の自己負担を嘉麻市のように自己負担ゼロにする、５千万円。５つ合わせると、必要なお金は合計８億８０７５万円です。本市の財政力に国の支援を組み合わせて、本気を出せば実現できることです。市は昨年から福祉の増進のための一つの形として検討すると言いながら、一歩前進は見えるものの、まだまともな検討はしないままです。

こうした中で、一方では巨額の税金を投入し、莫大な借金を若い世代に背負わせる新体育館建設に続く大型公共事業が特定勢力によってゆがめられ、無駄遣いが肥大化する危険性さえ心配されます。片峯市長の住民福祉の増進を第一には考えず、次々に無駄遣いを生み出し、税務行政の催告業務を経験のある専門の業者に任せるなど、自治体の大事なサービス機能を民間の利益追求のために投げ出すやり方は前市政の負の遺産によるものだけでは説明がつきません。国や県の誘導と押しつけを背景に、政官業の新たな構図が深化する中で加速されており、今後、暴走する危険性を指摘しなければなりません。地方自治と住民自治に不可欠な情報公開、政治倫理、住民参加が肝腎なところで欠落させられる傾向があります。さらに、主権在民と民主主義、ジェンダー平等の視点からも逆流が感じられる政治姿勢が見受けられます。片峯市長は３月定例会においても、地方自治と民主主義の形について、まず市長は住民の意見を吸い上げるという上から目線の住民主権を忘れたような発言、２元代表制における議会の市長に対する監視機能に関する認識の欠如した発言が見られました。第２に、市長選に当たり、男女共同参画推進ネットワークが公開質問をすること自体に納得がいかないという発言も、３分の１市長という自身の発言を考慮するとしても深刻であります。第３に、関の山の市有地は住民の意思が示され、市議会が議決しているのに、売却反対を議決しているのに、買収希望があれば総合的に検討して判断すると答弁を続けて、売却しないとの答弁を拒否し続けていることは極めて重大です。透明で公正な市政運営への転換という点では、逆に大きな課題が山積みで膨れ上がりつつあります。地域療育施設の市有地貸し付けに見られる麻生グループへの特別扱い、新体育館づくりの莫大な借金にかかわる期限が迫ることを理由にした業者の言いなり、メガソーラーや土砂投棄による深刻な自然環境及び生活環境を脅かす乱開発の業者との不透明なあり方、いつまでも巨額の補助金を出し続ける部落解放同盟の言いなりがあります。税務行政まで利益第一主義の民間企業に投げ出すなど、ただごとではなく、赤坂地区調整池整備、また、穂波庁舎改修事業も不透明感が広がっています。

　最後に、新型コロナ危機との闘いを通じて、第２次飯塚市総合計画のうち、住民の民意に沿う内容を進め、暮らしの応援、無駄遣いチェック、透明で公正な市政の転換を求める住民協働の発展を呼びかけて、私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議案第５号　令和３年度 飯塚市一般会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第３２号　公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（片峯　誠）

　ただいま上程されました「議案第３２号　公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」についてご説明いたします。「議案第３２号」は、令和３年５月２６日付をもって任期満了になります飯塚市等公平委員会委員につきまして、尾上智子氏を引き続き、同委員として任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議案第３２号　公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

　「議案第３３号　教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（片峯　誠）

　ただいま上程されました「議案第３３号　教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。「議案第３３号」は、令和３年５月１６日付をもって任期満了となります教育委員会委員につきまして、安永卓生氏を、引き続き、同委員として任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議案第３３号　教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

　ただいま任命に同意いたしました安永卓生さんから、挨拶をしたい旨の申し出があっておりますので、これをお受けいたしたいと思います。安永卓生さん、どうぞ。

○安永卓生

　ただいま皆様から同意をいただきました安永と申します。このたびは皆様とご一緒に、飯塚の教育等を含めまして、考えさせていただく機会を与えていただきますことに感謝申し上げます。私ごとではございますけれども、この飯塚の地に赴任して、ことしの１１月で２０年を迎えることになります。その間、私の子ども３人含めまして、非常に皆様のお力も得まして、３人の教育をできたこと、そういう場を与えていただきましたことにも、この場をかりて感謝申し上げます。市議会の皆様、行政の皆様含めまして、皆様と同じように、私、今、大学の教員という立場をさせていただいておりますけれども、また、この４月から学部長という立場をさせていただいて、教育という場がどうあるべきかということを、改めてまた考える機会を与えさせていただいております。この教育という場は、皆様と同様に、インプットし、そしてアウトプットする場を与えていくという、ある意味それしかできないかもしれないという場ではございますけれども。その中で、インプット、アウトプットしていく場にかかわってくる児童生徒、学生そしてそれにかかわる教員も含め、あるいはその周りを抱えている社会の皆さんも含めて、そこから何をどういうことを身につけていくかというアウトカムを期待する場でもあります。そういった場を皆様とともにつくっていくことができる。こういう機会をいただくことに、本当に改めまして感謝申し上げます。これから飯塚を支えていく、あるいは日本そして世界を支えていく子どもたちを支援し、そしてまた、生涯を含めて教育をという場で、学び続けることができるような機会を、皆様とともに考えていくことができればと思っております。今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございます。

○議長（上野伸五）

　「議案第３４号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」から「議案第４２号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」までの９件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（片峯　誠）

　ただいま上程されました「議案第３４号」から「議案第４２号」の固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてご説明いたします。令和３年５月１６日付をもって任期満了となります本市固定資産評価審査委員会委員につきまして、「議案第３４号」から「議案第４１号」は、牛島光一氏、柳田光重氏、井手口琢也氏、金子由美氏、梅津眞由美氏、北冨悦則氏、坂口　隆氏、芳中奏文氏を、引き続き同委員として、「議案第４２号」は倉智正徳氏を新たに同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案９件は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案９件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議案第３４号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

　「議案第３５号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

　「議案第３６号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

　「議案第３７号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

　「議案第３８号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

　「議案第３９号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

　「議案第４０号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

　「議案第４１号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

　「議案第４２号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

　「議案第４３号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」から「議案第４５号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」までの３件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（片峯　誠）

　ただいま上程されました「議案第４３号」から「議案第４５号」の人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてご説明いたします。令和３年６月３０日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、「議案第４３号」は内藤正登氏を、引き続き同委員の候補者として、「議案第４４号」は瓜生典之氏を、「議案第４５号」は本田昌弘氏を、新たに同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案３件は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議案第４３号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

　「議案第４４号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

　「議案第４５号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

　暫時休憩いたします。

午後　０時１０分　休憩

午後　１時２８分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。お諮りいたします。「議案第５２号　副市長の選任につき議会の同意を求めること」及び「議案第５３号　副市長の選任につき議会の同意を求めること」、以上２件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

　「議案第５２号　副市長の選任につき議会の同意を求めること」及び「議案第５３号　副市長の選任につき議会の同意を求めること」、以上２件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（片峯　誠）

　ただいま上程されました「議案第５２号」から「議案第５３号」の副市長の選任につき議会の同意を求めることについてご説明いたします。令和３年３月３１日付をもって任期満了となります副市長につきまして、「議案第５２号」は梶原善充氏を引き続き副市長として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。次に、「議案第５３号」は久世賢治氏を新たに副市長として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　お諮りいたします。本案２件は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議案第５２号　副市長の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

　「議案第５３号　副市長の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

　ただいま選任に同意いたしました梶原善充さんから、挨拶をしたい旨の申し出があっておりますので、これをお受けいたしたいと思います。梶原善充さん、どうぞお入りください。

○副市長（梶原善充）

　ただいま選任議案に同意いただきました梶原でございます。まことにありがとうございます。改めまして、責任の重さから身の引き締まる思いをいたしております。片峯市政２期目を迎え、市長が目指す人口減少時代において、進化を続ける元気な飯塚市への取り組みを着実に推し進めるため、職員一丸となって市長を支え、飯塚市発展のために微力ではございますが、最善を尽くしてまいる所存でございます。市議会議員の皆様、そして市民の皆様も、これまで以上のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ですが、私のご挨拶にかえさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○議長（上野伸五）

　次に、ただいま選任に同意いたしました久世賢治さんから、挨拶をしたい旨の申し出があっておりますので、これをお受けしたいと思います。久世賢治さん、どうぞお入りください。

○久世賢治

　ただいま選任議案にご同意いただきました久世でございます。まことにありがとうございます。もとより微力ではございますが、片峯市長が掲げておられます、進化を続ける元気な飯塚市への取り組みを着実に推し進め、飯塚市の明るい未来につなげていくため、職員一丸となって市長を支え、課題解決に臨み、飯塚市政発展のため、最善を尽くしてまいる所存でございます。市議会議員の皆様、そして市民の皆様も、これまで以上のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私の挨拶にかえさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○議長（上野伸五）

　「議員提出議案第１号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。１８番　吉田健一議員。

○１８番（吉田健一）

　「議員提出議案第１号」について、提案理由の説明をいたします。

　「議員提出議案第１号　飯塚市議会会議規則の一部を改正する規則」につきましては、本会議や委員会における欠席事由の明文化により多様な人材の確保に向けた環境づくりに資するため及び住民の要望を幅広く取り上げることを目的に請願の提出要件を見直すため、本案を提出するものであります。

　以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（上野伸五）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第１号　飯塚市議会会議規則の一部を改正する規則」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

　「議員提出議案第２号」から「議員提出議案第４号」までの３件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。１８番　吉田健一議員。

○１８番（吉田健一）

　「議員提出議案第２号」、「議員提出議案第３号」及び「議員提出議案第４号」、以上３件について、提案理由の説明をいたします。

　本案３件は、いずれも意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。「新型コロナウイルスのワクチン接種に関する迅速な情報公開等を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、行政改革担当大臣宛てに、「『障がい福祉三法』の制定を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣宛てに、「地域の中小企業・小規模事業者への支援充実を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣宛てに、それぞれ提出したいと考えております。

　以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（上野伸五）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案３件は、会議規則第３６条第３項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第２号　新型コロナウイルスのワクチン接種に関する迅速な情報公開等を求める意見書の提出」、「議員提出議案第３号　『障がい福祉三法』の制定を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第４号　地域の中小企業・小規模事業者への支援充実を求める意見書の提出」、以上３件について、いずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも原案可決されました。

　「議員提出議案第５号」及び「議員提出議案第６号」、以上２件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「議員提出議案第５号」及び「議員提出議案第６号」、以上２件について、提案理由の説明をいたします。

　本案２件は、いずれも意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。「保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）宛てに、「７５歳以上の医療費窓口負担に関する意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済再生担当大臣、全世代型社会保障改革担当大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）宛てにそれぞれ提出したいと考えています。

　以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（上野伸五）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案２件は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第５号　保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議員提出議案第６号　７５歳以上の医療費窓口負担に関する意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「報告第２号　専決処分の報告（支払督促申立てに対する異議申立て（市営住宅使用料等請求事件））」の報告を求めます。住宅課長。

○住宅課長（樋口嘉文）

　「報告第２号」につきまして、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な訴えの提起の専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定によりご報告いたします。

　議案書の５０ページをお願いいたします。事件の概要に記載されております松本住宅居住の１名について、長期間住宅使用料等を滞納し、催促したにもかかわらず納入せず、また、協議のための呼び出しにも応じないため、滞納市営住宅使用料等の支払いを求めて、飯塚簡易裁判所に支払督促の申し立てを行ったものであります。この支払督促に対し、相手方が督促異議の申し立てを行ったことにより、民事訴訟法第３９５条の規定により、支払督促の申し立て時に本市が訴えの提起をしたものとみなされ、訴訟の手続に移行したものであります。今後も引き続き、支払いに誠意を示さない滞納者につきましては、公正・公平性の観点から、厳正に法的措置を行い、適正化に努めてまいります。

　以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

　「報告第３号　令和元年度児童虐待に関する状況の報告」を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（長尾恵美子）

　「令和元年度児童虐待に関する状況の報告」、飯塚市の子どもをみんなで守る条例第２８条の規定に基づき、令和元年度の児童虐待に関する状況の報告を行うものです。今本議会にて報告後に、市民向けにホームページで公表を行います。

　それでは、令和元年度中の飯塚市における「家庭児童相談」、「児童虐待相談」、「市の施策状況」について、記載に沿って報告いたします。

　１ページからの「家庭児童相談」についてですが、飯塚市における児童虐待相談を含む家庭児童相談件数の推移は、令和元年度延べ２５６４件、２４４世帯で、平成３０年度延べ２２５４件、１８２世帯と比べ、３１０件、１３．８％、６２世帯、３４．１％増加しております。福岡県の家庭児童相談件数は、令和元年度１万２６３１件で、平成３０年度１万１６８１件と比べ９５０件、８．１％の増加となっています。なお、本市の報告件数は、家庭児童相談室が訪問や電話などにより直接対応した延べ件数であり、県の報告件数は、県内各自治体が対応した実人数を件数として集計したものでございます。本市の相談件数増加の主な要因につきましては、令和元年度より特定妊婦への支援や相談対応件数を新たに上げているためでございます。厚生労働省ホームページ用語解説によりますと、「特定妊婦とは、出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる妊婦であり、具体的には、不安定な就労等収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の知的・精神的障害などで育児困難が予測される場合などがある。このような家族は妊娠届が提出されていなかったり、妊婦健診が未受診の場合もある。」とされています。

　２ページは相談の種別による件数を示しております。養護相談のうち、家庭環境などについての相談が全体の半数を占めております。その他の相談が前年に比べ増加しておりますが、その他の相談には、特定妊婦に対する相談が含まれていることが増加の要因となっております。

　３ページは相談対象者の年齢の状況でございます。１９歳以上が大幅に増加しておりますが、これは先ほどと同様に、特定妊婦の相談がその要因となっております。

　４ページは主な相談経路についての内容となっており、保健センターを経路とした相談が最も多く、次が学校を相談経路としたものとなっております。保健センターを経路とする相談が大幅に増加しておりますが、これについても特定妊婦に関係したものです。

　５ページではそれらの相談に対する対応状況を記載しております。助言指導とは、対応が１回で終了している世帯数であり、継続指導は、２回以上対応した世帯数となっております。助言指導の件数が大幅に増加しておりますのは、同じく特定妊婦関連によるものです。

　６ページでは平成２７年度からの児童虐待相談件数の推移について記載しております。令和元年度延べ１０２４件、４８世帯は、平成３０年度延べ１１４９件、５０世帯と比較し、１２５件、１０．９％、２世帯、４．０％減少しております。福岡県では児童虐待相談の実人数の件数が、令和元年度４６９０件で、平成３０年度３６１６件と比べ１０７４件、２９．７％増加となっています。また、全国の児童虐待相談実人数の件数は、令和元年度１９万３７８０件となっており、平成３０年度１５万９８３８件と比べ、３万３９４２件、２１．２％増加となっております。国は主な増加要因として、家庭における配偶者に対する暴力、これが心理的虐待である面前ＤＶに当たることから、警察等からこれらの通告が増加していることを挙げております。

　７ページから１２ページは、児童虐待相談のあった４８世帯についての分析であり、主な相談経路、主たる虐待者、虐待の種類、被虐待児童の年齢の状況、対応状況、世帯の状況等の統計を記載しています。相談経路については、前年と比較して、同様の傾向を示しており、特筆するものはございませんが、主たる虐待者では、実母が多い傾向に変わりはないものの、令和元年度では実父によるものが前年比約２倍となっております。

　１１ページの対応状況についてでございますが、やはり継続して支援が必要なケースが大部分を占めており、問題の解決が非常に難しい状況が、この数字から見て取ることができます。

　１３、１４ページ、第３章、市の施策の実施状況についてでございますが、令和元年度の児童虐待防止推進月間を中心とした主な取り組みの実績、飯塚市要保護児童連絡協議会の会議開催回数の実績、家庭児童相談室の概要を記載しています。

　以上、令和元年度児童虐待に関する状況の報告について、終わります。

○議長（上野伸五）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　報告ありがとうございました。説明が詳しかったので、大変よくわかりました。しかし、この報告だけを見ると、何々が最も多くというような表現がたくさんあって、数字を見れば一番高いのはわかるので、もう少し詳しい状況がわかればいいなと思ったのですが、よかったです。そして、まず聞きたいのは、この報告の作成の経緯、いつ、どなたが、どの部門というか、どの機関が、どのように、いつつくったのか、その経緯をお知らせください。

○議長（上野伸五）

　子育て支援課長。

○子育て支援課長（長尾恵美子）

　報告については県と国が公表してからになりますので、今年度につきましては１月に作成をしております。報告につきましては、職員が作成し、起案、決裁後、飯塚市要保護児童連絡協議会代表者会議の確認をいただいた上で、本日報告させていただいております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　せっかくなので、令和元年となると約１年前の結果になってしまうので、早くしていただければなというふうに思いました。これは要望です。それから、先ほど口頭でいろいろ理由を述べられましたが、特定妊婦がふえてきた、そしてまた、理由で８ページの実母からの暴力が多かったり、また、保健センターからの通報が多かったりということだったんですけど、どうして特定妊婦が相談が多くなるのかという、その分析をされていたらお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　子育て支援課長。

○子育て支援課長（長尾恵美子）

　特定妊婦が特にふえたというわけではなく、特定妊婦に関する相談をこちらの相談件数に上げているというのが大きな増加の理由になっております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　せっかく報告書というのであれば、これだったら、先ほどホームページに上げられるというふうに言われたんですけれど、これだけだったら、現状だと思うんですよね。報告ということはやっぱり分析して、何でその結果が多かったのか、そしてそれをどういうふうにすれば減っていくのかというのが分析だと思いますけれど、それはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（上野伸五）

　子育て支援課長。

○子育て支援課長（長尾恵美子）

　今回２回目の報告となりますけれども、やはり今までのことを踏まえ、そして次回報告となる令和２年度分より、報告の時期や内容について見直すことにしております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　先ほど職員の方が考えて、またそれを要対協のほうに言われたということですが、やはり分析としては、私はもう少し工夫が必要かなと思いますけど、どうしたらそのような工夫ができるとお考えでしょうか。

○議長（上野伸五）

　子育て支援課長。

○子育て支援課長（長尾恵美子）

　今までは、職員がつくったものをお示しする形になっておりましたけれども、報告書を作成する段階で意見を伺いながら、どういったものがいいとかいうのを伺いながら、つくっていけたらと考えております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　さまざまな意見とか、さまざまな話し合いのもとでやっぱりつくっていくのが私もいいかと思います。宗像市では２０１３年に子ども―――。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員に申し上げますが、報告事項に対しての質疑ですので、自己の意見等は別の機会で発言なさってください。

○７番（金子加代）

　はい、わかりました。そうしたらまた、いずれお伝えいたします。ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

　ほかに質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第４号　専決処分の報告（支払督促申立てに対する異議申立て（学校給食費請求事件））」の報告を求めます。学校給食課長。

○学校給食課長（宮本敏行）

　「報告第４号」について、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、学校給食費請求事件の必要な訴えの提起について、専決処分をしましたので、同条第２項の規定に基づき、ご報告を申し上げます。

　追加議案書の４ページをお願いいたします。事件の概要の１件、１名の者は、学校給食費を滞納し、再三の催告にもかかわらず納入をせず、協議のための呼び出しにも応じなかったため、飯塚簡易裁判所に支払督促の申し立てを行いました。この支払督促に対し、相手方が督促異議の申し立てを行ったため、民事訴訟法第３９５条の規定により、訴訟手続に移行したものでございます。今後も学校給食費滞納の減少及び費用負担の公平性の担保に努め、児童生徒の保護者の納入意欲の低下を招かないよう、必要に応じて法的措置を行ってまいります。

　以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

　署名議員を指名いたします。１４番　守光博正議員、１７番　福永隆一議員、よろしくお願いいたします。

　以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしました。さて、今年度限りで退職される職員の皆様、大変お疲れさまでした。退職後も、長年培われてきた知識と経験を持って、飯塚市政発展のために、引き続きご尽力を賜りますようによろしくお願い申し上げます。これをもちまして、令和３年第２回飯塚市議会定例会を閉会いたします。長い間お疲れさまでした。

午後　２時０２分　閉会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２８名　）

１番　　上　野　伸　五

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　土　居　幸　則

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　金　子　加　代

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　守　光　博　正

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　瀬　戸　　　光

２４番　　平　山　　　悟

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　秀　村　長　利

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　石　松　美　久

議会事務局次長　　許　斐　博　史

議事総務係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

議事調査係長　　岩　熊　一　昌

書記　　伊　藤　拓　也

書記　　今　住　武　史

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　梶　原　善　充

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　久　世　賢　治

行政経営部長　　久　原　美　保

都市施設整備推進室長　　山　本　雅　之

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　永　岡　秀　作

経済部長　　長　谷　川　司

福祉部長　　實　藤　和　也

都市建設部長　　堀　江　勝　美

教育部長　　二　石　記　人

企業局長　　原　田　一　隆

公営競技事業所長　　浅　川　亮　一

福祉部次長　　渡　部　淳　二

都市建設部次長　　中　村　洋　一

企業局次長　　本　井　淳　志

子育て支援課長　　長　尾　恵美子

住宅課長　　樋　口　嘉　文

学校給食課長　　宮　本　敏　行